第3回高知市子ども・子育て支援会議・議事内容に対するご意見等に対する回答

	ご意見等	回答
(1)	「事業計画の基本理念及び基本方針について」	【子育て給付課】 ※妥当とのご意見:7名
1	良いと思う。	子どもと子育て家庭を中心とした視点で、今回の表現としております。
	本文「そして、子育て家庭が地域社会と手を…」という部分について、	また、子育て家庭と地域社会が一緒に育っていくことを目指していますの
	地域社会により重きを置くように「そして、子育て家庭と地域社会とが	で、ご意見の趣旨は反映できているものと考えております。
	手を…」という形へ変更を行ってはどうかと思う。	
2	修正後の案で良い。子育ても介護・その他社会保障と同様お互いさまの	※妥当とのご意見として集計しています。
	精神により支えられていくものであり,前回会議で出た意見等も反映さ	
	れていると思う。	
(2))「教育・保育の確保方策について」	【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見:1名
3	各施設もはっきりとした方向が定まらない中での意向だと思うので、変	お見込みのとおりです。新制度の全貌がわからない時点での, 施設種
	動ありきの参考ということでよいか?	別・利用定員についての施設の意向であるため、今後変動があることは想
		定しております。先日、私立保育所を対象に認可定員・利用定員について
		の説明及び照会を実施したため、9月の子ども・子育て支援会議では、利
		用定員を精査し、8月に開催予定であった支援会議の資料から修正いたし
		ます。
	「それぞれの施設に余裕があれば受け入れ可能」等の拡大解釈が出来る	教育・保育の確保方策は、事業計画に登載する需給計画であり、施設の
	ようなしばりにできないか。	運営や入所児童の選考を拘束するものではありません。
		原則的には、保護者の利用希望施設が認可定員の範囲内であれば受け入
		れが可能となります。

4	この表では認可外保育施設を供給量に組み入れているが、認可外保育施	お見込みのとおりです。子ども・子育て支援新制度では,市町村が把握
	設とは、一定の基準に基づき市がO~2歳児に運営助成をしている無認	した「量の見込み」に対して,「認可・確認を受けた教育・保育施設,地
	可の保育施設の事でしょうか。	域型保育事業」により対応することが基本となりますが,「待機児童加速
	3号認定、特に0歳児の供給量が大幅に不足しているが、計画の中では	化プラン」等により、認可外保育施設の認可化を支援しているところであ
	地域型保育事業に移行しない(できない)無認可保育施設は、供給量か	り、当分の間は、「認可・確認を受けた教育・保育施設、地域型保育事
	ら除くことも検討すべきでは。	業」に加えて,一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている「認
		可外保育施設」による対応についても計画に記載することも可能です。

5 供給不足となる分野の問題を明らかにして、人的・資金的支援を行い誘導するような対策を考えてはどうか。(医療機関は保険制度でその様に動いてきた。)

供給不足に対しては、事業計画に供給体制の確保方策を記載することとしており、その中で、新規の事業参入や既存施設の定員増など、人的、経済的資源を投入することが必要な場合があると考えています。なお、現在、待機児童解消加速化プランの中で施設整備や運営費補助を実施しております。

各施設の差について(運営上の問題など), よくわからないので説明してほしい。

新制度において、施設毎に運営上の特徴がいくつかあります。施設種別を変更する場合、これまで行っていなかった事務作業や徴収業務を実施する必要があります。なお、利用者負担額は市が決定します。

〇保育所・・・保育料は従来どおり自治体で徴収し、施設は施設型給付費 と利用者負担額を合わせた額(公定価格)を委託費として受け取ります。

○認定こども園・・・従来どおり、保護者と施設が直接契約であるため、 保育料は施設が直接保護者から徴収します。保育料は、新制度では一定額 ではなく、世帯の収入に応じた保育料になり、入園が決定した後、施設お よび保護者に決定額が通知されることになります。施設は公定価格と利用 者負担額の差である施設型給付費を自治体から受け取ります。

○新・幼稚園・・・従来どおり、保護者と施設が直接契約であるため、保育料は施設が直接保護者から徴収します。保育料は、新制度では一定額ではなく、また、これまでの就園奨励費のように、年に1回収入に応じた補助金が保護者に支給されるのではなく、世帯の収入に応じた保育料が当初から設定され、入園が決定した後、施設および保護者に決定額が通知され

		,
		ることになります。施設は公定価格と利用者負担額の差である施設型給付
		費を自治体から受け取ります。入園料や施設整備費等の、公定価格(利用
		者負担額を含む)によって賄われない費用については,実費徴収又は上乗
		せ徴収を行うことが可能です。
6	確保方策としてはよい方向と思う。1号・2号子どもについては利用定	ご意見のとおり、1・2号認定子どもについては、施設に利用定員での
	員対応とし、3号子どもについては小規模保育事業も活用してはどうか	対応を主とし、3号認定子どもの確保方策としては、利用定員での対応だ
	と思う。	けでなく,小規模保育事業等の地域型保育給付の対象となる施設の活用も
		視野に入れております。
7	3号認定(特に0歳児)については、産休・育休明けの途中入園の数も	3号認定の量の見込みは、ニーズ調査の回答結果を基にしており、継続
	含まれているのか。4月開設時の見込数であると待機児童がさらに増え	利用や途中入所などを積み上げる性質ではないので、途中入所の人数を取
	る可能性があり、万が一待機となった場合、保護者が職場で不利益を被	り出すことは困難です。
	る事のないよう、育休取得・延長など法律上認められている必要な措置	なお,待機となった場合は,これまでと同様に,保護者の要望に柔軟に
	を労働基準局とも連携した対応をお願いしたい。	対応していくとともに、ワークライフバランス等、計画に掲載する個別施
		策の実施の際には、関係機関との連携も含め推進してまいります。
8	不足に対する供給確保は当然と思うが、確保方策については判断が難し	確保方策に対しては、今後の保育ニーズや児童数の動向等からご意見を
	い。	いただければと考えております。
9	量の見込みでは今後5年間わずかながら減少していく傾向にあるのに対	お見込みのとおり、人口減に伴い、全体的には量の見込みが減少するこ
	し,確保の内容(②案)定員増の検討要請は妥当と言えるだろうか。地	とが予想されるため、過剰に供給数を増やすことは妥当とは言えないと考
	域型保育,中でも事業所内や小規模保育事業の活用(③案)が妥当と思	えており、各地域区分の需要の状況を把握した上で、地域型保育事業の活
	われる。しかし,対象施設の意向は現行どおりであることから,この制	用も視野に検討しているところです。
	度の周知と理解が今後大事になっていくと思われる。	国では、待機児童のピークを平成29年度と想定し、そのピークに向けて
		- 待機児童を解消する事業計画を策定し、その確保方策として、施設整備等
		を推進していくこととしております。
		また、保育所においては、保育ニーズの高い地域において、定員の弾力
		 運用として認可定員を超える受け入れを要請してきた経緯があり、特に過
		 去2年間で認可定員を 120%超える施設に対しては,定員の適正化の要請
		 を行い,現状に合わせた定員設定をしたいと考えています。

(3)) 「幼稚園における一時預かり事業の確保方策について」	【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見:4名
10	一時預かりを行うとなれば、新たに職員の雇用等が必要になると思われ	確保方策の実施に当たっては、ご意見のとおり様々な課題があります
	るが、ハード面で供給可能と判断できても、ソフト面(雇用・費用等)	が、ソフト面では、平成25年度から保育士等処遇改善臨時特例事業の実施
	についてはどのように考えればよいのか。	により、保育士の人材確保に努めています。
11	幼稚園における一時預かり事業について通常利用していない子どもの利	幼稚園における一時預かりの利用料は、国の平成27年度予算編成作業を
	用も可能となる量と考えられるのでよいと思う。利用料設定が現状の預	経て、今後示される予定の地域子ども・子育て支援事業の要綱等を踏まえ
	かり保育料よりも大きく変化(高くなる)しないことを望みます。	決定することとなりますが、大きく変化しない方向で検討したいと考えて
		います。
(4)) 「保育の必要性の認定基準について」	【保育幼稚園課】 ※妥当とのご意見:3名
12	実際に過料を科す場合はあるのか	子どものための教育・保育給付に係る検査に応じない者や認定証の提
		出・返還に応じない者に対しては、過料を科す場合があります。
13	いたしかたないかと思う。保育短時間利用者の増大化を防ぐ観点から	より多くの保護者が「子育ての喜び」を感じられるよう、事業計画の策
	も,基本理念の「子育ての喜び」を周知して欲しい,また「1号子ども+	定や事業の実施に努めてまいりますので、ご指導、ご協力をよろしくお願
	給食+預かり保育」料金への補助の拡充を高知市に願いたい。	いいたします。
		市単独の補助事業については、平成27年度予算編成作業の中で、児童の
		処遇の維持、向上の観点から検討します。
(5))「放課後児童健全育成事業について」	【子ども育成課】 ※妥当とのご意見:1名
14	確保方策について特に意見は無いが、高学年の障害児の受け入れについ	現在,障害児の定員は1クラブ当たり原則3人までとしており,高学年
	てもお願いしたい。	の障害児の入会希望者につきましても、可能な範囲で受入れを行っていき
		たいと考えております。
15	利用希望数の多少で開設の有無も仕方ないのも理解できるが、クラブを	「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に子どもの放課後
	利用できる児童と居場所作りを利用の児童とが、同等レベルの受益であ	における安心・安全な居場所として実施しておりますが,目的や実施環
	ることは大前提。	境, また, 保護者負担金の有無など, 制度の違いなどによる長所や短所が
		あると考えております。
	現実的に実施できないことを求めても仕方ないが、最大限に近づけてほ	それぞれの長所を生かした運営を行うと共に、7月に国から示された
	しい。	「放課後子ども総合プラン」の中に提唱されている。両者の一体的な運営
		なども含めて検討していきたいと考えております。

16	民間による児童クラブの新規開設の見込み、開設するに当たってのハー	民間事業者からは、昨年より数件の問い合わせをいただいております。
	ドルについて教えていただきたい。	 新制度では、児童クラブを行う事業者は、市に届出を行うことにより開設
		 することができますが,市が定める設備及び運営に関する基準を遵守しな
		ければならないとされています。
		「高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
		条例(案)」を9月市議会定例会に提案予定ですが、児童クラブにおける
		児童1人当たりの面積や,支援員の人数及び資格等の基準を定めるもので
		あり、それらの基準を遵守していただく必要があると考えております。
	公設と民営による差は現実的にはどのような状況かを教えていただきた	今回定める基準は、全ての事業者が守るべき基準となるため、公設、民
	い。差を無くしていくための財源はどうなるのか。	設による差はありません。新たな施設整備に対する国の補助金につきまし
		ては,現在のところ社会福祉法人等が実施する場合に限られております。
		国の専門委員会の報告書の中では、優先順位の考え方として社会的に養
	を身につける場とすることはできないか。	護が必要な児童等を国が例示すべきとしており、国の動向を見ながら、入
		会審査の際に検討したいと考えております。
17	経過措置として当分の間は良いと思うが、核家族世帯の増加や社会不安	利用を希望する児童を全て受け入れるためには、児童クラブの増設が必
	の増大から低学年だけでなく高学年もニーズが拡大する可能性が考えら	要となります。その際には、民間事業者の参入や放課後子ども教室との一
	れるので、今後の量の変化に対応する方向性を持って開設・運営をお願	体的な実施など、子ども育成課が所管する「放課後児童等対策事業推進委
	いしたい。	員会」や「子ども・子育て支援会議」の委員の皆様からご意見などをいた
		だきながら、事業の目的に沿った具体的な開設方法について、今後検討し
		てまいります。
18	高学年の事業実施を行っていない時点での判断となり、実施してみない	高学年の入会については、事業計画のほか平成27年度以降の経過を見な
	とわからないところがある。それにより 31 年度の見込みも変更になると	がら、入会を希望する全ての児童が利用できる体制を確保してまいりたい
	思われる。	と考えております。
	高学年は低学年とは活動状況(更衣の問題等)が違うと思われるが、ど	児童クラブに占める高学年の人数により様々な課題が考えられるところ
	う配慮していくように考えているか。	ですが、生活の場としての環境に配慮した支援、運営を支援員が心がけて
		いくことが必要と考えております。

放課後子ども教室との連携はどのように考えていくのか。

平成26年度中の施設数6増2減となっているが(資料別紙),現在利用している児童や指導員への対応はどのように考えているのか。

国の基準に合わせると、改善される面もあるが現在の水準から後退する 部分もある。現水準以上の確保をお願いしたい。(指導員について、正 規職員が揃わないこともあり、急遽入った臨時職員の方で児童の把握が できるのかと保護者から不安の声がある。)

各児童クラブに一律に小6までの受け入れ義務を課すものではない(子ども・子育て支援新制度ハンドブック P42) とあるが、希望があった場合はどう考えているのか。

民間新規開設について。どの程度見込んでいるのか。現在手を上げている事業所はあるのか。保育所と違い4月から年度末へ利用数が減少する傾向がある。そのため年度途中で撤退などされる場合にはどうなるのか。公設公営の必要があるのではないか。

「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に子どもの放課後における安心・安全な居場所として実施しており、それぞれの長所を生かした運営を行うと共に、7月に国から示された「放課後子ども総合プラン」の中に提唱されている、両者の一体的な運営なども含めて、今後教育委員会と共に検討していきたいと考えております。

平成27年4月の時点で、少なくとも低学年については待機児童を発生させない取組を継続していくために、必要と見込まれる児童クラブを平成26年度中に整備する必要があると考えているものです。そのため、現在利用している児童や指導員への対応に影響はありません。

国の基準では、最低基準を超えて運営をしている場合は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないとされており、9月市議会定例会に提案予定の市の基準条例(案)についても同様に考えております。公設公営の児童クラブについては、現行の水準を継続してまいりたいと考えております。

新制度では対象が小学校6年生までになっていますが、個々の児童クラブにおいて、全て小学校6年生までの受入れが義務化されたものではありません。しかしながら、事業計画では、計画期間内に量の見込みに対する提供体制を確保するべきとされているため、計画期間中には入会を希望する全ての児童が利用できる体制を確保したいと考えております。計画期間の当初につきましては、低学年の待機を発生させないこれまでの取組を継続して優先すべきと考えており、高学年については場合によって待機をお願いせざるを得ない状況も想定されるところです。

民間事業者の新規開設については、今のところ不透明な状況ですが問い合わせは数件あります。今後新制度による事業実施について周知を図り、 民間事業者の参入状況を確認していきたいところです。なお、年度途中の撤退となりますと、利用者の混乱が生じるため、そのようなことが無いように事業者とは密接に連携していきたいと考えております。

19	保護者負担金については今後どのように考えているか。 高学年については早急の設置が望ましいと思うが、低学年と同室でも問題は無いと思う。高学年が低学年のお世話をしたり、一緒に過ごすことで上級生の自覚もできるのではと期待する。	国の保護者負担金の考え方では、運営経費のおおむね半分を保護者負担で賄うことが想定されています。本市の児童クラブにおいては、保護者の負担の増加をできる限り抑制していきたいと考えております。なお、民間の児童クラブについては、それぞれの事業者が保護者負担金を設定することとなります。 高学年の人数によっても異なると思いますが、少人数の場合、低学年と同室で生活をすることは、ご意見のような効果も期待できることから、今後の支援方法も含めて検討していきたいと考えております。
(そ	の他)計画全体について	【子育て給付課】
20	高知市が事業を具体的に推進、運営する為に検討してほしい点について ① 「量が確保された」後は「質の確保」を担保する為の施策が必要。 例えば、「高知市乳幼児職員研修センター」を立ち上げ、研修を体系 化すると共に、事業所に受講を義務化。 ② 地域社会で子育て支援をする為には、支援体制を組織化する必要が ある。 * 地域にいる高齢者の活用 * 事業所内で親子支援を行う職員が、地域における親支援の組織の1 人としても活躍する事を徹底。 ③ 「妊娠期から高齢者までの一連の中で考える事の大切さ」を基本に 置く施策を考えてほしい。 * 妊娠期や母子手帳発行時に発見されるリスクのある親について、関係機関が情報を共有するシステムを構築する。 * 保育所や放課後児童健全育成事業を高齢者施設に併設する事で、児童や高齢者お互いが心の支え合いになるような施策を考えてほしい。 ④ 事業所等で対応困難な親を発見した際の、支援をする機関の充実を図る必要がある。 (例 1) 高知市児童相談所を創設する。現行の高知市補導センターを改変し充実する事で可能と考えられる。 (例 2) 要保護児童対策協議会を各中学校区に 1 ~ 2 組織ずつ立ち上 げ、各組織が有機的に活動できる体制の整備を図る。	個々の施策において、ご意見の内容を参考にさせていただきます。